

別添2

◎大学設置基準等の一部を改正する省令案（平成二十九年文部科学省令第十七号） 新旧対照表
 ○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の三）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第三条―第六条）</p> <p>第三章 教員組織（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 教員の資格（第十三条の二―第十七条）</p> <p>第五章 収容定員（第十八条）</p> <p>第六章 教育課程（第十九条―第二十六条）</p> <p>第七章 卒業の要件等（第二十七条―第三十三条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条―第四十条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第四十一条・第四十二条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）</p> <p>第十二章 雑則（第五十七条―第六十条）</p> <p>附則</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の二 （略）</p> <p>（教員と事務職員等の連携及び協働）</p> <p>第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 教育研究上の基本組織（第三条―第六条）</p> <p>第三章 教員組織（第七条―第十三条）</p> <p>第四章 教員の資格（第十三条の二―第十七条）</p> <p>第五章 収容定員（第十八条）</p> <p>第六章 教育課程（第十九条―第二十六条）</p> <p>第七章 卒業の要件等（第二十七条―第三十三条）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条―第四十条の四）</p> <p>第九章 事務組織等（第四十一条・第四十二条）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（第四十三条―第四十九条）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（第五十条―第五十六条）</p> <p>第十二章 雑則（第五十七条―第六十条）</p> <p>附則</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の二 （略）</p> <p>（新設）</p>

運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

(略)

(事務組織)

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第二章 教育研究上の基本組織

(略)

(事務組織)

第四十一条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条の三</u>）</p> <p>第二章 組織編制（第四条―第十条）</p> <p>第三章 教員の資格（第十条の二―第十四条）</p> <p>第四章 教育課程（第十五条―第十七条の四）</p> <p>第五章 課程修了の認定等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第六章 施設及び設備等（第二十二条―第二十七条の三）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>（教員と事務職員等の連携及び協働）</p> <p><u>第三条の三</u> 高等専門学校は、当該高等専門学校の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該高等専門学校の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p> <p>第二章 組織編制</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―<u>第三条の二</u>）</p> <p>第二章 組織編制（第四条―第十条）</p> <p>第三章 教員の資格（第十条の二―第十四条）</p> <p>第四章 教育課程（第十五条―第十七条の四）</p> <p>第五章 課程修了の認定等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第六章 施設及び設備等（第二十二条―第二十七条の三）</p> <p>第七章 雑則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第二章 組織編制</p>

(略)

(略)

改 正 案	現 行
<p>（入学者選抜）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>（教員と事務職員等の連携及び協働）</p> <p>第一条の四 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p> <p>（大学院の課程）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（国際連携専攻に係る修了要件）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同省令第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする</p>	<p>（入学者選抜）</p> <p>第一条の三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（大学院の課程）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（国際連携専攻に係る修了要件）</p> <p>第三十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同省令第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする</p>

単位を含まないものとする。ただし、第十五条において準用する同省令第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(事務組織)

第四十二条 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。

る単位を含まないものとする。

(事務組織)

第四十二条 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条—第二条の三</u>）</p> <p>第二章 学科（<u>第三条</u>）</p> <p>第三章 学生定員（<u>第四条</u>）</p> <p>第四章 教育課程（<u>第五条—第十二条</u>）</p> <p>第五章 卒業の要件等（<u>第十三条—第十九条</u>）</p> <p>第六章 教員組織（<u>第二十条—第二十二条</u>）</p> <p>第七章 教員の資格（<u>第二十二条の二—第二十六条</u>）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（<u>第二十七条—第三十三条の四</u>）</p> <p>第九章 事務組織等（<u>第三十四条・第三十五条</u>）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（<u>第三十六条—第四十二条</u>）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（<u>第四十三条—第四十九条</u>）</p> <p>第十二章 雑則（<u>第五十条—第五十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の二 （略）</p> <p>（教員と事務職員等の連携及び協働）</p> <p>第二条の三 短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の組織的かつ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条—第二条の二</u>）</p> <p>第二章 学科（<u>第三条</u>）</p> <p>第三章 学生定員（<u>第四条</u>）</p> <p>第四章 教育課程（<u>第五条—第十二条</u>）</p> <p>第五章 卒業の要件等（<u>第十三条—第十九条</u>）</p> <p>第六章 教員組織（<u>第二十条—第二十二条</u>）</p> <p>第七章 教員の資格（<u>第二十二条の二—第二十六条</u>）</p> <p>第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（<u>第二十七条—第三十三条の四</u>）</p> <p>第九章 事務組織等（<u>第三十四条・第三十五条</u>）</p> <p>第十章 共同教育課程に関する特例（<u>第三十六条—第四十二条</u>）</p> <p>第十一章 国際連携学科に関する特例（<u>第四十三条—第四十九条</u>）</p> <p>第十二章 雑則（<u>第五十条—第五十二条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（入学者選抜）</p> <p>第二条の二 （略）</p> <p>（新設）</p>

効果的な運営を図るため、当該短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第二章 学科

(略)

(事務組織)

第三十四条 短期大学には、その事務を遂行するため、専任の職員を置く。適当な事務組織を設けるものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、

第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

第二章 学科

(略)

(事務組織)

第三十四条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く。適当な事務組織を設けるものとする。

(国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

改正案	現行
<p>（国際連携専攻に係る修了要件） 第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十四条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十八条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>（国際連携専攻に係る修了要件） 第三十九条（略）</p> <p>2 前項の規定により国際連携専攻を設ける専門職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項又は前条の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項の規定により国際連携専攻を設ける教職大学院及びそれぞれの連携外国専門職大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項又は前条の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。</p>